

第1回幌加内町議会定例会 第2号

令和5年3月7日(火曜日)

○議事日程

- 1 一般質問
- 2 議案第5号 幌加内町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 3 議案第6号 幌加内町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 4 議案第7号 幌加内町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第8号 幌加内町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第9号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例について
- 7 議案第10号 職員の降給に関する条例の制定について
- 8 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 9 議案第12号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 10 議案第13号 幌加内町非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第14号 幌加内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 12 議案第15号 幌加内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 13 議案第16号 令和5度幌加内町一般会計予算
- 14 議案第17号 令和5年度幌加内町国民健康保険特別会計予算
- 15 議案第18号 令和5年度幌加内町後期高齢者医療特別会計予算
- 16 議案第19号 令和5年度幌加内町介護保険特別会計予算
- 17 議案第20号 令和5度幌加内町簡易水道事業特別会計予算
- 18 議案第21号 令和5度幌加内町下水道事業特別会計予算
- 19 議案第22号 令和5度幌加内町奨学資金特別会計予算

(追加日程)

- 1 動議案第1号 予算審査特別委員会設置に関する動議について

○出席議員（ 8名）

議長	9番	小 川 雅 昭 君	副議長	7番	中 村 雅 義 君
	1番	中 川 秀 雄 君		2番	市 村 裕 一 君
	3番	中 南 裕 行 君		4番	藤 井 祐 君
	5番	稲 見 隆 浩 君		6番	蔵 前 文 彦 君

○欠席議員（ 1名）

8番 小 関 和 明 君

○地方自治法第 121 条の規定により会議事件説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

○出席説明員

町	長	細 川 雅 弘 君
副 町	長	大 野 克 彦 君
教 育	長	村 上 雅 之 君
総 務 課	長	中 河 滋 登 君
産 業 課	長	清 原 吉 典 君
建 設 課	長	宮 田 直 樹 君
住 民 課	長	山 本 久 稔 君
保 健 福 祉 課	長	加 藤 誠 一 君
教 育 次 長		内 山 渉 君
総 務 課 主 幹		椿 英 万 君
建 設 課 主 幹		藤 田 夏 樹 君
診療所事務次長		堀 川 剛 史 君
農 業 委 員 会 長		鈴 木 努 君
監 査 委 員		菊 地 勝 美 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	蔵 前 裕 幸 君
書 記	岡 田 由 美 君

◎開議の宣告

○議長（小川雅昭君） ただいまの出席議員数は8名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第1 一般質問

○議長（小川雅昭君） 日程第1、一般質問を行います。

通告にしたがいまして発言を許します。4番、藤井議員の発言を許します。

○4番（藤井祐君） 議長、4番。

○議長（小川雅昭君） 4番、藤井議員。

○4番（藤井祐君） 今後の空き家の使用について伺います。

先日開催された常任委員会で、移住の希望者がいると聞きました。空き家バンクを調査、検討をしているとの説明がありました。一つ、現状で幌加内ではどれくらいの数の空き家があるのか。また、今後の空き家の使い方について考えがあればお聞かせください。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えいたします。

町内の空き家の件数ですが、役場として把握しているものは、昔は、住居として使用していたもので約97戸となっております。これらには、農機具の納屋や倉庫などに使用するため内部改修がされているものも含まれております。このうち比較的状态が良く住めそうな住居は、10戸程度と見込んでいるところです。現在、町内の空き家の情報につきましては、北海道が運営しております、「北海道空き家情報バンク」に登録をして全国へ情報提供を行っております。これは、所有者から売買等の希望があった空き家情報を、空き家の利用を希望する方に提供する取り組みです。町内では、過去10年間で2件の登録実績がありました。内1件は、町外の方に休日滞在用の住宅として、売買されています。もう1件は、冬期の維持管理が難しいとのことで、登録後、まもなく解体されており、現在は登録が無い状況であります。

○4番（藤井祐君） 議長、4番。

○議長（小川雅昭君） 4番、藤井議員。

○4番（藤井祐君） 10件程度、住めそうな家があるとの事ですが、希望者の中で見に来ている方がいるのでしょうか。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えいたします。

実際、「幌加内町に移住をしたい」との希望者がいて、やはり「住むところがない」と実現しません。役場を介してくる方、または個人的に情報を求めてきて幌加内に情報を求めてくる方など様々おります。個人的に「あそこの空き家が空いています。この方と交渉をしてみてください」などの斡旋等をしている実績はあります。しかし役場が空き家を所有して活用をする事には現在に至っていませんし、その辺の事は現在も考えていません。

○4番（藤井祐君） 議長、4番。

○議長（小川雅昭君） 4番、藤井議員。

○4番（藤井祐君） 移住を希望されている方は、今現在、沼牛地区にある「お試し住宅」を試された方ではないかと思われませんが、「お試し住宅」を他の地区に拡充する予定はないのでしょうか。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えいたします。

町としては、今までどおり所有者の希望によりまして北海道の「空き家情報バンク」を活用して登録、あるいは情報提供をしていきたいと考えています。また、先般の常任委員会でも説明があったように、情報を集約したいので移住希望者や町民にも有効活用を図りたく新たに「幌加内町空き家、空き地バンク設置要綱」を設置したところです。こういったものを有効活用して、今まで以上に関わりを強めて、また、住民周知ももっと進めていきたいと考えています。また、「お試し住宅」は沼牛地区に1棟ありますが、令和4年度はコロナの関係もあり利用が低調な様子です。実際クローズしている期間もあります。2件で3名の方の利用があったところです。沼牛地区以外の予定としては、幌加内地区の教員住宅、あるいは朱鞠内地区で山村留学用に住宅を整備しています。ここも今使用されていません。空いている住宅を更に汎用化して自由に活用できるような検討を進めていきたい、ご理解を賜りたいと思います。

○4番（藤井祐君） 議長、4番。

○議長（小川雅昭君） 4番、藤井議員。

○4番（藤井祐君） 「お試し住宅」の関係は、わかりました。移住希望者の方がいると聞いて、たぶんですが沼牛以外で、特に朱鞠内を拠点にいろんな所に行きたい希望があるのを聞いた事があります。できれば沼牛以外の住宅を開放していただけるように検討していただきたく質問を終わります。

○議長（小川雅昭君） これで藤井議員の質問を終わります。

次に、1番、中川議員の発言を許します。

○1番（中川秀雄君） 議長、1番。

○議長（小川雅昭君） 1 番、中川議員。

○1 番（中川秀雄君） 新型コロナの今後の感染症対策について伺います。

岸田首相はコロナの感染症法上の分類を5月から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げる方針を表明しました。これまで行われてきていた医療や検査などへの公的な支援が後退することになるかと思います。現状では新たな感染者数や死亡数は減少しているが発表される数値が以前とは異なっており、違った基準において行われており果たして実際を反映したものなのかどうか疑問もあります。また、新たな変異株による感染が急拡大する可能性もあり、「拙速」の感じはぬぐえない感じはあります。むしろ、対策の強化と拡充こそ求められると考えます。町として取るべき対策について何点か質問をします。1 点目、マスクの着用について、3 月 13 日からは原則個人の判断とされている。各学校の卒業式などは先行実施されている状況にあります。高齢者や持病を持つ方からは、「本当にマスクの着用をフリーにして大丈夫なのか。」という不安の声も上がっています。様々な職場や事業所などでこのマスクの着用について、どうするのか検討されているところですが、これまでのように強制とはならないかと思いますが、マスクの着用と手指消毒については、これまでどおり当分の間は行政側としても奨励すべきではないかと私は考えます。2 点目、検査体制について、感染拡大防止の対策としては、早期の発見と隔離、経過観察が非常に有効だと思います。これまでは、保健所やサポートセンターが中心となり、濃厚接触者など無症状でも無料で検査を受けることが出来たが、まだ検討中ではあり、これらの財政負担については不透明な所もありますが、これからはそうはならないと基本的に思っています。基本的には発熱外来等で診療を受けその後の措置を受けるべきと思いますが、診療所の負担も考えるのであれば今まで町も実施していましたが、抗原検査キットを常備して必要な方がいつでも必要な所で検査を受けられる体制を取ってもらっています。もうしばらくはこの体制を是非とも維持してもらいたいと思っています。3 点目、医療機関へのアクセスについて、初期あるいは軽症患者の診察、治療については、今までどおり幌加内診療所で可能と思われるが、重症な患者やあるいは入院治療が必要と判断された場合、他の医療機関、この辺だと旭川市や深川市等になると思います。他の医療機関へのアクセスが患者任せになる可能性もあると思います。どこの病院を選ぶのか患者の中ではなかなか難しい面があると思います。これまでは保健所等が中心になって指導をして、入院先の病院等も手配してもらったようではありますが、患者本人あるいは町側、病院側、ここの診療所だけでは大変な面もあると思われるので、体制を今までどおり維持することにはならないのか。4 点目、学校や保育所対策について、先日の新聞で学校のコロナ対策として全熱換気型換気扇や空気清浄機の活用が有効であるとの、実証実験の結果が掲載されていました。全熱換気型換気扇、たぶんエアコンの事と思いますが、そのような機器の利用、活用もコロナ対策として考えられるのではないかとの記事でした。私も病院に通っていますが、病院の待合室にも空気清浄機などが設置されている例も多々見受けられます。新型コロナの主要な感染経路が空気感染であるとの事から考えれば、換気が効果的な対策だと思います。特に冬場、寒冷地だと自然換気や通気は非常に限られたものになるかと思います。これらの機器の導入、活用についても積極的に検討をしていただきたいと思います。私の思いつく限りで何点か質問をしましたが、今、町として取るべき感染対策もいろいろ検討していると思いますが、それらの点についてありましたら明らかにしていただきたいと思います。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えします。

1点目のマスク着用についてですが、国、道とも「マスク着用は個人の判断、選択」として周囲に配慮しながら、病院へ行くとき、高齢者施設などへ行くとき、混雑した乗り物の中では、感染を広げないようにマスク着用を促しているところです。本町においても各事業所の判断にお任せしながら、町民の皆さんに対してマスク着用の奨励までは行わない考えであります。しかし、役場においては、執務中のマスク着用は当分の間継続することとしたところです。また、診療所あるいは保健福祉課が併設していますアルクの部分は、高齢者施設もあることから、それぞれの範囲で対応してもらいたいと考えています。5月8日から予定されている、2類から5類へ当初通り分類が変わった場合には、国または道からの指示があるかと思しますので、マスク着用を含め判断したいと考えています。ただ、議員が心配されております、今後、変異株の発生による感染が再拡大した場合には、マスク着用を奨励するなど対策を講ずる所存です。2点目の抗原検査キットについては、はやくから無償で町民に配布をしたところです。これを必要な方が検査できるよう体制をとることについては、まだ町に抗原検査キットの在庫が約320個あり、活用することとしていますし、新年度の予算でも、自宅待機の場合の支援物資を今までの実績からみて15世帯分を町独自で確保することとしています。また、各学校には、抗原検査キットを設置している状況であります。その都度、買い足していく考えです。特に幌加内町には市販の薬局がないこともあり、感染状況を見ながら対応して参ります。3点目の医療機関へのアクセス、初期の判断治療についてですが、少なくとも幌加内診療所を受診していただいた場合には、従来通り入院調整を含めて行うこととしています。これはコロナに関わらず他の疾病に対しても当然、患者の状態を見ながら入院調整は診療所の方で行わせてもらっていますので、これは堅持していくと所長とも話しをしているところです。保健所の対応については、今後の対応方針が出ていないことから答弁を控えさせていただきます。学校、保育所関係ですが、学校の策では、これまで教室の換気を行うことを目的に網戸の整備や空気洗浄機及び扇風機の導入を行い、併せて換気状況を図るため二酸化炭素濃度計を設置しており、現在のところ先生方からも特に要望がありませんし、ある程度、十分な対策が整えられていると考えます。今後、入学式を含め、4月1日以降の学校教育活動におけるマスク着用の考え方など国から示される予定となっておりますので、文部科学省や北海道教育委員会の通知に基づきながら、安心安全な学校生活の確保に取り組んで参ります。また、保育所、学童保育所での対策につきましては、令和3年度の国及び道の補助金、交付金事業により双葉保育園で空気清浄機2台、FF式温風暖房機2台、掃除機1台を購入しており、学童保育所においても同様に空気清浄機2台、FF式床暖ストーブ1台、掃除機1台を購入し、更に学童保育所では令和4年度の交付金事業により換気付きエアコン1台の設置を行っており、感染症対策のみならず、夏場の熱中症対策として児童の安全確保と環境の充実に努めたところであります。今後の対策についてですが、今まで申し上げた対策の対応を取りながら5月8日の分類変更後も、去る3日の報道にもありましたが、高齢者の療養対策として、介護施設の療養について国の支援継続などが打ち出されています。今後も国、道の対応状況を注視し、町民の皆さんが、安心して日々過ごせるよう必要な対策を考慮して参る所存ですのでご理解願

います。以上で答弁を終わります。

○1番（中川秀雄君） 議長、1番。

○議長（小川雅昭君） 1番、中川議員。

○1番（中川秀雄君） 3点目の医療機関へのアクセスについて、今までだと診療所に受診して、例えば他の病気でももっと高度な治療や入院処置が必要となった場合には、医師の紹介状でそれぞれの病院に配置されていたと思います。これからも、同じようになるかと思いますが、果たして、一応、感染症の分類が2類から5類に下がったことで今までコロナの対応をしてこなかった病院も対応できる、間口が広がるので良いのではないかと政府の見解もありますが、今の状況を見るとどこの病院でもコロナ患者を受け入れられる体制になっていないと思います。例えば、近辺だと今まででは旭川市の3つの機関、病院が高度で専門的な治療にあたっていたと思います。それ以外の病院については全く情報も何もない。いざ行っても治療を受けさせてもらえるのかわからない。その辺の連携や情報交換が充分に行われていれば良いが、果たして診療所の先生だけにそれを任して良いのか。本当に病院にアクセスできるのかとの思いは正直あります。本当に大丈夫なのか、十分な体制は取れるのかをもう一度聞かせて下さい。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） 今現在、幌加内診療所に受診に来られて重篤な患者、これはコロナに限らず医師の判断で、いわゆる転移搬送で他の病院に移っていただいて治療をしてもらう。そういった流れの幌加内町と他の医療機関の信頼関係は構築できていると思っています。しかし、コロナに感染をして自宅療養もできない、どこかに転移してくださいとなった時に、質問のあったとおり旭川市内では今現在限られた病床しかない。この辺の受け入れが可能かどうかとなると、今ここでお答えするような状況にないと言いますか、その辺の知識は持ち合わせておりません。しかし、普通の診療所、今までコロナを拒んでいたような診療所なり医療機関、そこも普通の患者と同じように診療をしないとイケない。たぶん全て下駄を預けるような形にはならないと思います。この辺は旭川市なり他の医師会がどうゆうふう判断するのか。医師会に対して行政がたぶんお願いをしていくはずで。そういった状況を見ながら当町としても判断していきたいと思っています。

○1番（中川秀雄君） 終わります。

○議長（小川雅昭君） これで中川議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時27分

再開 午前 9時33分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第2 議案第5号 ～ 日程第5 議案第8号

○議長（小川雅昭君） 日程第2、議案第5号、幌加内町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての件から日程第5、議案第8号、幌加内町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部を改正する条例についての件までの4件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君）（議案第5号、6号、7号、8号朗読、議案資料記載省略）

本件の提案理由について、申し上げます。

議案第5号について、今回の条例の元となる個人情報の保護法の背景としては、国としては法制上の不均衡、不整合となる民間部門と公的部門で個人情報の定義が異なる国の法律、地方公共団体間の条例で規定や運用が異なる、その他国立病院、民間病院、公立病院でのデータ流通に関する法律上のルールが異なるなどを是正する必要があるため、個人情報の有効活用これが新たに出てきた部分です。それから個人の権利保護、この2つのバランスを調整し統一化した法律（整理）整備が行われ、それを受け今回、法律を施行するための条例、町の条例を制定するものです。実際に地方公共団体で定められるものは対象となる町の機関、開示決定の期限、開示請求に係る手数料、請求の仕方、個人情報の利用停止の請求、情報公開、個人情報保護審査会を置くことなどで、それ以外については上位法の保護法になされているところです。なお、個人情報については、とある見解によれば法律で定めている「何々しなければならない。何々してはならない。」そういったものに対して、この保護法を守らないと法律に抵触する見解にもなることから、ご承知おき願いたいと思います。

議案第6号について、幌加内町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定により幌加内町個人情報保護条例が廃止されることから現行の幌加内町情報公開個人情報保護審査会条例を廃止し、審査会の調査審査に必要な規定を定めるため新たに条例を制定するものです。

議案第7号について、令和3年5月に個人情報保護法が改正されたことに伴い、法の改正後の個人情報保護制度と、現行の幌加内町情報公開条例に基づく情報公開制度との均衡を確保するため、条例の一部を改正するものです。

議案第8号について、指定管理者が持つ保有個人情報の適切な管理を法に基づき表現を整理するものです。以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。議案第5号から議案第8号は、会議規則第39条第1項の規定により所管の総務厚生常任委員会へ付託します。

◎日程第6 議案第9号 ～ 日程第9 議案第12号

○議長（小川雅昭君） 日程第6、議案第9号、職員の再任用に関する条例を廃止する条例についての件から日程第9、議案第12号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件までの4件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君）（議案第9号・10号・11号・12号朗読、議案資料記載省略）

議案第9号について、令和5年4月1日から段階的に職員の定年延長が開始されます。令和13年度の最終移行まで現在の再任用ではなく、暫定再任用制度の扱いに規定される事から現行の再任用に関する条例を廃止するものです。

議案第10号について、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行され、定年が段階的に引き上げられることとなります。地方公務員法の定年引き上げに伴い、管理監督職勤務上限年齢制や、60歳に達した職員の給料7割措置の開始により、本人の意に反する降給が発生することになることから、総務省の通知において、職員の降給に関する条例（例）が示され、職員の降給に関する条例を制定していない場合は条例を制定することが必要となり今回提案するものです。

議案第11号について、職員の定年引き上げ及び地方公務員法の改正を踏まえ、60歳を超える職員の給与を60歳時の7割水準に改めるほか、必要な規定の整備を行うため条例を改正するものです。

議案第12号について、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行され、定年が段階的に引き上げられることとなります。地方公務員の定年引き上げに伴い、関係する条例の一部を改正する条例をまとめて整備するものです。

以上で一括提案をしました4件の説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから順次質疑を行います。はじめに、議案第9号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に議案第10号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に議案第11号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に議案第12号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから順次討論を行います。はじめに、議案第9号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。次に議案第10号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。次に議案第11号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。次に議案第12号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから順次採決を行います。はじめに、議案第9号、職員の再任用に関する条例を廃止する条例についての件を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、職員の降給に関する条例についての件を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての件を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第13号

○議長(小川雅昭君) 日程第10、議案第13号、幌加内町非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長(中河滋登君) 総務課長。

○議長(小川雅昭君) 総務課長。

○総務課長(中河滋登君) (議案第13号朗読、記載省略)

本件の提案理由であります、第1条の第12号に規定する健康づくり推進員を削除する事です。理由としては、地区人口の減少、高齢化による健康づくり推進員のなり手不足や活動の縮小、主な活動となる健診対象者調査がコロナ禍のため地区住民との対話形式から調査票の配布のみとなったため、目的の一部である健康づくりは私たちの手で地区住民の健康の保持増進を積極的に推進することが難しくなってきたところから、今回、非常勤特別職員から健康づくり推進員を削るものです。以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号、幌加内町非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第14号

○議長（小川雅昭君） 日程第11、議案第14号、幌加内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（山本久稔君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（山本久稔君）（議案第14号朗読、記載省略）

今回の提案理由について申し上げます。

現在、燃やせるごみ袋、赤い袋です。45リットルと70リットルの2種類を用意しています。資源ごみ、青い袋です。これについては70リットルの一種類となっています。本町においても一人世帯及び2人世帯が年々増加傾向にあります。このことから資源ごみも燃やせるごみ袋同様に45リットルの袋を追加することで町民の利便性、リサイクルの普及を図るものです。

現在、ごみ袋の製作には発注から納品までに約4ヶ月時間を要しています。これにより今回の施行期日については8月1日として、それまでの期間を住民周知に充てることで予定をしています。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これから議案第 14 号、幌加内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 議案第 15 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 12、議案第 15 号、幌加内町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（山本久稔君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（山本久稔君）（議案第 15 号朗読、記載省略）

本件の提案理由について、申し上げます。

一部改正については、第 7 条、出産育児一時金の引き上げです。国民健康保険の出産育児一時金については市町村が条例で定めることができるとされています。各自治体において、国民健康保険法施行令に準拠する 40 万 8,000 円と加算額 1 万 2,000 円をあわせて出産育児一時金の総支給額を 42 万円としているのが現在です。この出産育児一時金について、先般の社会保障審議会医療保健部会の議論の整理において、出産育児一時金の額は令和 4 年度の全施設の出産費用の平均額推計等を勘案し、令和 5 年 4 月から全国一律で 50 万円に引き上げられるべきとされています。支給額を引き上げる事として国民健康保険法施行令等について主要の改正が行われたところです。このことから、本町においても出産育児一時金の総支給額を 50 万円に引き上げる改正を提案するものです。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから、議案第 15 号、幌加内町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 25 分

再開 午前 10 時 38 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 13 議案第 16 号 ～ 日程第 19 議案第 22 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 13、議案第 16 号、令和 5 年度幌加内町一般会計予算の件から、日程第 19、議案第 22 号、令和 5 年度幌加内町奨学資金特別会計予算の 7 件までを一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

議案第 16 号、令和 5 年度幌加内町一般会計予算の概要説明をお願いします。

○副町長（大野克彦君） 副町長。

○議長（小川雅昭君） 副町長。

○副町長（大野克彦君）（議案第 16 号朗読、記載省略）

幌加内町一般会計予算の概要について、ご説明申し上げます。

令和 5 年度一般会計予算編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症における対応には変化が見え始め、徐々に失われてきた日常が戻りつつあります。しかしながら、ロシアによるウクライナ侵攻は 1 年を超え、原油やありとあらゆる物価高の一因となっており、更には日米の金利差における円安が追い打ちをかけ、日本経済の物価高における影響は甚大であります。そのような中で国では、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」に基づき、足元の物価高を克服しつつ経済再生実現に向け、「人への投資」「グリーントランスフォーメーション（GX）」「デジタルトランスフォーメーション（DX）」等への予算の重点化が進められた予算編成が行われたところです。本町でも、これらの情報を基に予算編成を行いました。本年度は、4 月に町長選挙を控えていることを鑑み骨格予算としております。従いまして、新規事業等政策的な予算として位置づけられた事業は、昨年度と比較して事業費はもとより、国、道補助金、起債などの事業に係る特定財源も大きく減額とな

っております。町長選挙後、政策的な予算は速やかに補正予算で対応させていただきたく、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。それでは、一般会計予算書の199ページをお開き願います。資料として「令和5年度一般会計歳入予算内訳」になっております。次に、200ページから「令和5年度一般会計歳出予算内訳」のNo.1からNo.3を添付しております。まず、199ページの「一般会計歳入予算内訳」からご説明致します。この表は、1款「町税」から20款「町債」までの款別に前年度当初予算額との比較、財源区分、構成比を示したものであります。総額では、歳入歳出それぞれ同額の36億8,680万6,000円としており、前年度対比、マイナス4億5,645万3,000円、11.0%の減となっております。

それでは、主な内容について、ご説明致します。

まず1款「町税」についてですが、前年対比プラス545万5,000円、3.1%の増となっております。主要な税目毎では、町民税は、前年度対比プラス164万円、1.8%の増であります。主な要因は、営業所得及び農業所得増加に伴う課税標準額の増によるものです。次に固定資産税ですが、前年度対比プラス426万円、5.8%の増であります。主な要因は、新築家屋及び償却資産の増加によるものです。2款「地方譲与税」、3款「利子割交付金」、4款「配当割交付金」、5款「株式等譲渡所得割交付金」、6款「地方消費税交付金」、7款「自動車税環境性能割交付金」、8款「地方特例交付金」につきましては、国の地方財政計画や収入見込により金額を増減させております。9款「地方交付税」につきましては、前年対比プラス4,000万円、1.8%の増となっております。国の令和5年度地方財政計画では、出口ベースで1.7%の増となっていることなどを考慮し増額としております。10款「交通安全対策特別交付金」では、前年度対比マイナス29万9,000円、99.7%の減となっております。道路交通法により納付される反則金の一部が交付されるものですが、交通事故減少により交付される見込みが少ないことから減額としております。11款「分担金及び負担金」では、前年度対比マイナス143万円、8.1%の減となっております。主な要因は、「道営土地改良事業分担金」の減によるものです。12款「使用料及び手数料」では、前年度対比マイナス501万5,000円、2.6%の減となっております。主な要因は、患者数の減少により「幌加内診療所」および「朱鞠内診療所」、「歯科診療所」の診療報酬使用料で500万円の減によるものです。13款「国庫支出金」では、前年度対比マイナス4,822万4,000円、18.6%の減となっております。主な要因は、「社会資本総合交付金」の「道路改良事業」で5,237万1,000円の減によるものです。14款「道支出金」では、前年度対比マイナス2,302万5,000円、10.3%の減となっております。主な要因は、「環境保全型農業直接支払対策事業補助金」で1,081万4,000円の減、「参議院選挙事務委託費」で438万8,000円の皆減によるものです。15款「財産収入」では、前年度対比マイナス505万5,000円、28.5%の減となっております。主な要因は、町有林伐採時の「生産物売払収入」の減によるものです。16款「寄附金」では、前年度対比プラス1,000万円、18.2%の増となっております。主な要因は、「ふるさと納税収入」の増によるものです。17款「繰入金」では、前年度対比マイナス2億2,033万7,000円、58.8%の減となっております。主な要因は、「財政調整基金」からの繰入金1億4,079万6,000円の減によるものです。令和5年度当初予算におきましても、診療所、テルケア建設の町債償還分の充当として減債基金で8,170万9,000円、その他の財源補てんで財政調整基金5,177万円、合計1億3,000万円を財源不足として基金の繰入を行うものです。18款「繰越金」については、特に説明はございません。19款「諸収入」では、前年度対比マイナス319万

7,000 円、4.9%の減となっております。主な要因は、「通所介護給付費」で 443 万 4,000 円の減によるものです。20 款「町債」では、前年度対比マイナス 2 億 790 万円、62.2%の減となっております。主な要因は、事業完了により、「中央公民館耐震改修事業債」で 4,670 万円の皆減によるものです。その他、「総務費」では、事業完了により「多目的広場整備事業債」で 2,550 万円の皆減、「土木債」では、事業完了により「移住定住促進団地建設整備事業債」で 3,030 万円の皆減、「下幌加内線改良事業債」で 2,520 万円の減、「臨時財政対策債」で 1,200 万円の減と変動しております。また、「過疎地域自立促進特別対策事業（通称＝過疎債ソフト事業）」につきましても、「集落整備事業」のほか、4 事業「生活環境安全対策事業」「子育て支援対策事業」「地域密着型介護老人福祉施設設置事業」「英語指導助手派遣事業」で総額 2,130 万円を当初予算に計上し、制度の有効活用を図ることとしております。

続いて「歳出予算内訳」の主なものについて、ご説明致します。次の 200 ページ、No.1 をお開き願います。なお、「歳出予算内訳」は、No.1 から 202 ページのNo.3 までとなっております。この表は、1 款「議会費」から 15 款「予備費」まで、款別の前年度当初予算額との比較、構成比、及び、性質別の前年度対比、構成比を分析したものです。

それでは、1 款「議会費」についてですが、前年度対比プラス 6 万 4,000 円、0.2%の増となっております。特に説明はございません。2 款「総務費」では、前年度対比マイナス 6,816 万 6,000 円、17.4%の減となっております。主な要因は、事業完了分として、「多目的広場整備工事（旧中央生活改善センター跡）」で 2,687 万 5,000 円、「町長車購入費」で 662 万 2,000 円の皆減によるものです。その他、政策的な事業として位置づけをした「森林整備事業委託料」で 2,199 万 7,000 円、「冬季生活除雪支援事業補助金」で 550 万円の皆減によるものです。なお、統一地方選挙の経費として「知事、道議会議員選挙費」で 295 万円、「町長、町議会議員選挙費」で 1,393 万 5,000 円予算計上させていただいております。3 款「民生費」では、前年度対比マイナス 1,251 万 1,000 円、3.2%の減となっております。主な要因は、「高齢者生活福祉センター運營業務委託料」で 432 万 4,000 円の減、「療養給付費負担金」で 476 万 5,000 円の減によるものです。その他、「多目的広場整備事業（学童保育広場）」で 176 万 6,000 円を新規に予算計上させていただいております。4 款「衛生費」では、前年度対比マイナス 1,619 万 7,000 円、9.0%の減となっております。主な要因は、「幌加内診療所備品購入費」で 1,297 万 2,000 円減によるものです。5 款「労働費」については、特に説明はございません。6 款「農林水産業費」では、前年度対比マイナス 4,951 万 7,000 円、16.9%の減となっております。主な要因は、「環境保全型農業直接支払補助金」で 1,442 万円の減によるものです。その他、政策的な事業として位置づけをした「農業振興奨励補助金」で 3,000 万円、「水産振興奨励補助金」で 256 万円の皆減によるものです。7 款「商工費」では、前年度対比マイナス 2,980 万 2,000 円、15.8%の減となっております。主な要因は「観光協会補助金」で 710 万 4,000 円の増となりましたが、事業完了分として「町民保養センターサウナ室改修工事」で 324 万 5,000 円、「ふれあいの家まどかトイレ洋式化工事」で 1,178 万 1,000 円の皆減によるものです。その他、政策的な事業として位置づけをした「プレミアム付商品券発行補助金」で 800 万円、「商工業振興奨励補助金」で 500 万円の皆減によるものです。8 款「土木費」では、前年度対比マイナス 1 億 8,104 万 4,000 円、25.4%の減となっております。主な要因は、「町道除雪業務委託料」で 1,150 万 9,000 円、「橋梁補修工事」で 4,957 万 7,000 円の増となりましたが、事業完了分として「町有住

宅購入費」で4,048万円の皆減によるものです。その他、政策的な事業として位置づけをした、「橋梁点検業務委託料」で2,264万9,000円、「橋梁補修設計業務委託料」で1,257万3,000円、「町道調査設計業務委託料」で1,200万円、「河川維持補修工事」で2,100万円、「持ち家建設促進奨励金」で550万円の皆減によるものです。9款「消防費」では、前年度対比プラス353万4,000円、2.1%の増となっております。主な要因は、「土別地方消防事務組合負担金」の本部経費分で275万2,000円、幌加内支署経費分で274万4,000円の増、事業完了分として「洪水ハザードマップ作成業務委託料」で72万5,000円の皆減によるものです。10款「教育費」では、前年度対比マイナス1億2,948万2,000円、28.6%の減となっております。主な要因は、事業完了分として「中央公民館耐震改修工事」で4,920万3,000円の皆減によるものです。その他、政策的な事業として位置づけをした、「高等学校生徒下宿等補助金」で216万円、「山村留学推進協議会補助金」で293万円「生涯学習センター特別修繕料」で3,448万5,000円の皆減によるものです。11款「災害復旧費」については、特に説明はございません。12款「公債費」では、前年度対比プラス2,958万3,000円、5.2%の増となっております。主な要因は、令和元年度に借入を行いました「町民プール建設事業」で借入れた「過疎債」の償還が開始したことによるものです。13款「諸支出金」については、特に説明はございません。14款「職員費」では、前年度対比マイナス287万8,000円、0.4%の減となっております。主な要因は、一般職の「退職、採用」の異動による減、及び人事院勧告により支給月数が増えた期末手当の増によるものです。最後に15款「予備費」については、特に説明はございません。

続いて、性質別の内容について、ご説明致します。

まず「人件費」についてですが、この人件費では、議会議員、法定委員会及び各種委員会委員の報酬、手当並びに職員の給与等がここに分類されます。前年度対比マイナス91万9,000円、0.1%の減であります。主な要因は、先ほど、歳出14款「職員費」で申し上げました、「職員の退職、採用などの異動」、「人事院勧告による期末勤勉手当の増」並びに「市町村職員退職手当組合」等の負担金の減によるものです。次に「物件費」ですが、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料等の経費がここに分類されます。前年度対比プラス341万9,000円、0.5%の増であります。主な要因は、電気料の高騰により各科目で計上しております「電気料」の合計で644万円増によるものです。次に「維持補修費」ですが、道路橋梁や町営住宅などの維持補修及び除排雪に関する経費が、ここに分類されます。前年度対比プラス183万8,000円、0.7%の増であります。主な要因は、歳出、8款「土木費」で申し上げました「町道除雪業務委託料」で1,150万9,000円の増によるものです。次に「扶助費」ですが、医療費、児童手当費などの扶助者に給付される経費が、ここに分類されます。前年度対比マイナス554万5,000円、4.1%の減であります。主な要因は、歳出3款「民生費」の「介護給付訓練等給付費」で237万7,000円の減によるものです。次に「負担金」についてですが、各種団体や一部事務組合などへの負担金が、ここに分類されます。前年度対比プラス1,578万4,000円、7.7%の増であります。主な要因は、歳出9款「消防費」で申し上げました「土別地方消防事務組合負担金」の本部経費分及び支署経費分で549万6,000円の増によるものです。次に「補助費等」ですが、各種団体・事業への「補助金」並びに「交付金」がここに分類されます。但し、建設事業費に係るものは、除かれます。前年度対比マイナス7,031万9,000円、13.3%の減であります。主な要因は、歳出6款「農林水産業費」で申し上げました「環境保全型農業直接支払補助金」

で1,442万円の減、「農業振興奨励補助金」で3,000万円の皆減によるものです。次に「建設事業費」ですが災害復旧事業費を除く、建設事業費、高額な備品購入費、施設の大規模改修費などが、ここに分類されます。前年度対比マイナス3億9,809万6,000円、55.3%の減であります。主な要因は、歳出8款「土木費」で申し上げました「町有住宅購入費」で4,048万円の皆減、10款「教育費」で申し上げました「中央公民館耐震改修工事」で4,920万3,000円の皆減によるものです。次に「災害復旧費」については、特に説明はございません。次に「公債費」ですが、前年度対比プラス2,958万3,000円、5.2%の増であります。主な要因は、歳出12款「公債費」で申し上げました「過疎債」の償還開始によるものです。次に「積立金」ですが、前年度対比マイナス424万2,000円、82.2%の減であります。主な要因は、「森林環境譲与税基金積立金」で377万4,000円の皆減によるものです。次に「投資・出資・貸付金」については、特に説明はございません。次に「繰出金」ですが、前年度対比マイナス2,795万6,000円、15.4%の減であります。主な要因は、「簡易水道事業特別会計繰出金」で2,023万5,000円の減によるものです。最後に「予備費」については、特に説明はございません。

次に「第2表 債務負担行為」について、ご説明いたします。5ページをお開きください。

今年度につきましては、例年実施しておりました、北海道市町村備荒資金組合の低利率な資金(防災資機材譲渡事業)を活用し整備する事業はなく、農業関係、中小企業関係につきましても、例年どおりの内容となっております。次に第3表地方債につきましては、後ほどお見通し願います。

以上で、令和5年度幌加内町一般会計予算の概要説明を終わります。

本年度につきましては、冒頭、申し上げましたとおり、4月に町長選挙を控えていることを鑑み骨格予算としております。町長選挙後、政策的な予算は速やかに補正予算で対応させていただきたく、町議会並びに町民の皆様の多大なるご理解と、ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。予算の概要説明と致します。なお、特別会計につきましては、各担当課長よりご説明致しますので、よろしくお願い申し上げます。以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第17号、令和5年度幌加内町国民健康保険特別会計予算並びに議案第18号、令和5年度幌加内町後期高齢者医療特別会計予算の概要説明をお願いします。

○住民課長（山本久稔君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（山本久稔君） （議案第17号朗読、議案第18号朗読、記載省略）

幌加内町国民健康保険特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

令和5年度予算は1億5,744万7,000円としており、前年度対比マイナス1,468万9,000円、8.5%の減となっております。主な要因は、被保険者数の減少等により療養給付費が515万3,000円の減となったことによるものです。

次に、議案第18号、幌加内町後期高齢者医療特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

令和5年度予算は3,130万3,000円としており、前年度対比マイナス131万円、4.0%の減となっております。主な要因は、被保険者の減少などに伴う所得に減少により、保険料等負担金が164万9,000円の減となったことによるものです。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第 19 号、令和 5 年度幌加内町介護保健特別会計予算の概要説明をお願いします。

○保健福祉課長（加藤誠一君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤誠一君） （議案第 19 号朗読、記載省略）

令和 5 年度予算は、1 億 8,737 万 9,000 円としており、前年度対比プラス 4 万 7,000 円の増となっております。主な要因は、保険給付費の居宅サービス給付費で 150 万円の増、地域密着型サービス給付費で 160 万円の減、特定入所者サービス費で 90 万円の増、地域支援事業費の包括的支援事業費で 115 万 9,000 円の減などと各種サービスの利用者、対象者の増減によるものとなっています。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第 20 号、令和 5 年度幌加内町簡易水道事業特別会計予算並びに議案第 21 号、令和 5 年度幌加内町下水道事業特別会計予算の概要説明をお願いします。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） （議案第 20 号朗読、記載省略、議案第 21 号朗読、記載省略）

幌加内町簡易水道事業特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

令和 5 年度予算は、7,303 万 3,000 円としており、前年度対比マイナス 2,123 万 4,000 円、22.5% の減となっております。主な要因は、令和 3 年度より 2 ヶ年で実施してきました水道台帳作成業務完了に伴う委託料 976 万 8,000 円の減、また沼牛地区の区域拡張工事 454 万 3,000 円及び配水管の布設工事 259 万 6,000 円が皆減となったことによるものです。

引き続きまして、議案第 21 号、幌加内町下水道事業特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

令和 5 年度予算は、2 億 3,757 万 4,000 円としており、前年度対比プラス 1 億 4,194 万 5,000 円、148.4% の増となっております。

主な要因は、平成 11 年 11 月より供用開始しております農業集落排水処理施設の改築更新工事で工事監理委託料 260 万円を含む 1 億 6,860 万円の皆増となったことによるものです。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第 22 号、令和 5 年度幌加内町奨学資金特別会計予算の概要説明をお願いします。

○教育次長（内山渉君） 教育次長。

○議長（小川雅昭君） 教育次長。

○教育次長（内山渉君）（議案第 22 号朗読、記載省略）

幌加内町奨学資金特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

総額では歳入歳出それぞれ 385 万 1,000 円、前年対比 36 万 1,000 円、8.6% の減となっています。主な内容としては歳出の貸付け事業として新規 7 名分を予算計上し貸付総額 384 万円としています。歳入の返還事業は 6 名分を予算計上し返還総額 144 万円としているところです。3 ページに第 2 表、債務負担行為に関する調書を添付していますので後ほどお目通し願います。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。
暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 17 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

只今、議案第 16 号、令和 5 年度幌加内町一般会計予算から議案第 22 号、令和 5 年度幌加内町奨学資金特別会計予算までの 7 件に関し、予算審査特別委員会設置に関する動議が提出されました。この動議には、賛成者がありますので成立をいたします。

お諮りをいたします。この動議を日程に追加し、ただちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって動議案をただちに日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第 1 動議案第 1 号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第 1、動議案第 1 号 予算審査特別委員会設置に関する動議についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

○1 番（中川秀雄君） 議長、1 番。

○議長（小川雅昭君） 1 番、中川議員。

○1 番（中川秀雄君） （動議案第 1 号、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって説明を終わります。

お諮りをいたします。これから本件に対する質疑、討論を省略し本動議案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は動議案のとおり決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長、副委員長については、委員会条例第 8 条の規定にかかわらず、議長から指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって委員長、副委員長については議長から指名することに決定しました。

それでは議長から指名をいたします。委員長には7番、中村議員、副委員長には2番、市村議員、8番、小関議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま指名したとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員長、副委員長は、ただいま指名したとおり決定いたしました。

◎延会の議決

○議長(小川雅昭君) お諮りをいたします。

本日の会議をこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をしました。

◎延会の宣告

○議長(小川雅昭君) これで本日の会議を閉じます。

閉会 午前11時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月7日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員